



# 大津市公報

平成 25 年 3 月 29 日  
号外 (第 24 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日 (休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 企業局管理規程

- 3 大津市企業局事務分掌規程の一部改正..... 1
- 4 大津市企業局事務決裁規程の一部改正..... 6
- 5 大津市企業局文書取扱規程の一部改正.....10
- 6 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程の一部改正.....10
- 7 大津市企業局職員給与規程の一部改正.....11
- 8 大津市企業局職員の職名規程の一部改正.....11

## 企業局管理規程

### 大津市企業局管理規程第3号

大津市企業局事務分掌規程 (昭和40年公営企業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。  
平成25年3月29日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第2条第1項中「次の課」を「次の部、課」に、「企業総務課 総務係 職員係 契約管理係」を「企業総務部 企業総務課 総務係 職員係 情報管理係」に、「技術監理課」を「経営経理課 経営経理課 契約監理課 契約管理係 技術監理係」に、「営業開発課 安全サービス課 水道整備課 計画係 建設係 改良係」を「水道部 水道計画管理課 計画調整係 建設係 改良係」に、「下水道計画管理課 計画調整係 業務管理係 管路維持係」を「下水道部 下水道計画管理課 計画調整係 業務管理係 管路維持係」に、「水再生センター 水処理係 施設係」を「水再生センター ガス部 ガス計画管理課 計画調整係 建設係 改良係」に、「施設係 維持係」を「供給係 維持係」に改め、

「企業総務部 危機管理室 経営経理課 経営計画室 契約監理課 工事検査室 浄水施設整備課 浄水管理センター建設準備室 下水道整備課 下水道雨水対策室」

同条第2項中「局又は」を「部又は」に、「局 危機管理室 技術監理課 工事検査室 営業開発課 ガス販売促進室 下水道整備課 下水道雨水対策室」を

に改める。

第2条の2第1項中「技術監理課、」を削り、「及び営業開発課」を「、水再生センター、営業開発課、ガス販売促進課及び安全サービス課」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項中「、次長」の次に「、企業総務長、水道事業長、下水道事業長、ガス事業長」を加え、同条第2項中「管理監」の次に「、収納対策監」を加える。

第4条の表次長の項の次に次のように加える。

企業総務長	上司の命を受け、企業総務部の事務を掌理するとともに、事務事業の調整を図り、所属職員を指揮監督する。
水道事業長	上司の命を受け、水道部の事務を掌理するとともに、事務事業の調整を図り、所属職員を指揮監督する。
下水道事業長	上司の命を受け、下水道部の事務を掌理するとともに、事務事業の調整を図り、所属職員を指揮監督する。
ガス事業長	上司の命を受け、ガス部の事務を掌理するとともに、事務事業の調整を図り、所属職員を指揮監督する。

第 4 条の表工務員の項中「下水道の維持管理」を「水道及びガスの保安管理」に改め、同表管理監の項の次に次のように加える。

収納対策監	上司の命を受け、水道料金、下水道使用料及びガス料金の収納確保について調整及び指導を行い、効率的な徴収事務の推進の統括に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------

第 6 条を削る。

第 5 条契約管理係の項を次のとおり改める。

情報管理係

電子計算組織の利用に係る企画及び調整に関すること。

電子計算組織の運営及び管理に関すること。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(部の分掌事務)

**第 5 条** 部の分掌事務は、次のとおりとする。

企業総務部

- ア 局の事業の経営方針に関すること。
- イ 事務管理に関すること。
- ウ 財産の管理に関すること。
- エ 組織管理に関すること。
- オ 人事に関すること。
- カ 危機管理及び防災に関すること。
- キ 財政に関すること。
- ク 広報に関すること。
- ケ 契約に関すること。
- コ 工事の検査に関すること。
- サ 料金及び使用料に関すること。

水道部

- ア 水道事業の総合計画に関すること。
- イ 水道施設に関すること。
- ウ 水道の工事に関すること。
- エ 浄水に関すること。
- オ 取水及び浄水等の水質に関すること。

下水道部

- ア 下水道事業の総合計画に関すること。
- イ 下水道施設に関すること。
- ウ 下水道の工事に関すること。
- エ 下水処理に関すること。
- オ 下水の水質に関すること。

ガス部

- ア ガス事業の総合計画に関すること。
- イ ガス施設に関すること。
- ウ ガスの工事に関すること。
- エ ガス供給に関すること。
- オ ガスの保安に関すること。

第 7 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 2 号とし、第 9 号から第 20 号までを 6 号ずつ繰り上げる。

第 9 条を削り、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

( 契約監理課の分掌事務 )

**第 8 条** 契約監理課の分掌事務は、次のとおりとする。

契約管理係

- 建設工事の契約に関すること。
- 建設工事請負業者の指名に関すること。
- 物品の購入契約及び出納保管に関すること。
- 不用物品の処分に関すること。
- 局が所管する市有自動車の点検整備に関すること。
- 自動車損害賠償責任保険に関すること。
- その他資材に関すること。
- 課の一般庶務に関すること。

技術監理係

- 水道、ガス施設情報の管理及び運営に関すること。
- 企業局技術委員会に関すること。

第 10 条を削る。

第 11 条 ( 見出しを含む。 ) 中「水道整備課」を「水道計画管理課」に改め、同条計画係の項中「計画係」を「計画調整係」に改め、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

水道事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。

第 11 条を第 10 条とし、第 12 条から第 20 条までを 1 条ずつ繰り上げ、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

( 水再生センターの分掌事務 )

**第 20 条** 水再生センターの分掌事務は、次のとおりとする。

処理施設の水質管理の総括に関すること。

終末処理場 ( 以下この条において「処理場」という。 )、汚泥焼却場及び中継ポンプ場の整備計画の策定に関すること。

施設整備の実施計画に関すること。

施設整備に係る調査並びに改築等に係る設計及び施工に関すること。

施設整備に係る関係機関との協議、調整及び申請等に関すること。

処理場、汚泥焼却場及び中継ポンプ場の維持管理に関すること。

処理場屋上公園の維持管理に関すること。

処理場内施設の使用許可に関すること。

水再生センターの一般庶務に関すること。

第 21 条を削る。

第 22 条 ( 見出しを含む。 ) 中「ガス事業課」を「ガス計画管理課」に改め、同条計画係の項中「計画係」を「計画調整係」に改め、第 6 号を第 7 号とし、第 1 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同係の項に第 1 号として次の 1 号を加える。

ガス事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。

第 22 条を第 21 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

( 営業開発課の分掌事務 )

**第 22 条** 営業開発課の分掌事務は、次のとおりとする。

開発事業に伴う供給申請に係る調査、回答及び関係課との調整に関すること。

指定給水装置工事事業者、下水道排水設備指定工事店及び指定ガス工事店に関すること。

給水装置、排水設備及びガス供給装置工事の受付、審査及び精算に関すること。

道路、河川等の占用掘削等に係る協議、立会及び申請に関すること。

公共汚水ますの設置に関すること。

水洗便所等の改良助成に関すること。

自家用汚水ポンプ施設設置等補助に関すること。

排水設備の設計基準に関すること。

水道、下水道及びガス配管図等の照会に関すること。

課の一般庶務に関すること。

第 24 条危機管理室の項の次に次のように加える。

経営計画室

局の事業の総合計画に関すること。

水道事業、下水道事業及びガス事業の基本計画の総合調整に関すること。

経営に伴う資料の収集、調査及び研究に関すること。  
 諸統計及び業務状況の公表に関すること。  
 料金及び使用料の制度の調査及び研究に関すること。  
 料金改定の総合調整及び料金設定に関すること。  
 局の広報活動に関すること。

第24条ガス販売促進室の項を次のように改める。

浄水管理センター建設準備室

浄水管理センターの建設準備に関すること。

第24条を第26条とする。

第23条施設系の項中「施設係」を「供給係」に改め、同条維持系の項第4号を削り、同条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(ガス販売促進課の分掌事務)

**第23条** ガス販売促進課の分掌事務は、次のとおりとする。

ガスの需要開発及び普及サービスに関すること。

ガス事業関連会社との調整等に関すること。

課の一般庶務に関すること。

(安全サービス課の分掌事務)

**第24条** 安全サービス課の分掌事務は、次のとおりとする。

水道及びガスの保安管理に関すること。

課の一般庶務に関すること。

#### 附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職(大津市企業局事務分掌規程第3条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。以下この項において同じ。) (次項に規定する職を除く。)を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、同表の右欄に掲げる組織における同一職を命ぜられたものとみなす。

企業総務課	企業総務部企業総務課
経営経理課	企業総務部経営経理課
料金課	企業総務部料金課
営業開発課	ガス部営業開発課
安全サービス課	ガス部安全サービス課
水道整備課	水道部水道計画管理課
真野浄水場	水道部真野浄水場
柳が崎浄水場	水道部柳が崎浄水場
膳所浄水場	水道部膳所浄水場
新瀬田浄水場	水道部新瀬田浄水場
水質試験所	水道部水質試験所
水道施設課	水道部水道施設課
浄水施設整備課	水道部浄水施設整備課
下水道計画管理課	下水道部下水道計画管理課
下水道整備課	下水道部下水道整備課
水再生センター	下水道部水再生センター
ガス事業課	ガス部ガス計画管理課
ガス施設課	ガス部ガス施設課

危機管理室	企業総務部危機管理室
技術監理課工事検査室	企業総務部契約監理課工事検査室
営業開発課ガス販売促進室	ガス部ガス販売促進課
下水道整備課下水道雨水対策室	下水道部下水道整備課下水道雨水対策室

- 3 施行日の前日において危機管理室副参事の職の兼務を命ぜられていた者は、別に辞令が発せられない限り、施行日をもって企業総務部危機管理室副参事の職の兼務を命ぜられたものとみなす。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる係の係長の職又は係長事務取扱を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、それぞれ同表の右欄に掲げる係の係長又は係長事務取扱を命ぜられたものとみなす。

企業総務課職員係	企業総務部企業総務課職員係
水道整備課計画係	水道部水道計画管理課計画調整係
水道整備課建設係	水道部水道計画管理課建設係
水道施設課配水係	水道部水道施設課配水係
浄水施設整備課設備係	水道部浄水施設整備課設備係
浄水施設整備課建設係	水道部浄水施設整備課建設係
下水道計画管理課業務管理係	下水道部下水道計画管理課業務管理係
下水道計画管理課管路維持係	下水道部下水道計画管理課管路維持係
下水道整備課調整係	下水道部下水道整備課調整係
下水道整備課改良係	下水道部下水道整備課改良係
ガス事業課計画係	ガス部ガス計画管理課計画調整係
ガス事業課建設係	ガス部ガス計画管理課建設係
ガス事業課改良係	ガス部ガス計画管理課改良係
ガス施設課保全係	ガス部ガス施設課保全係
ガス施設課維持係	ガス部ガス施設課維持係

( 大津市企業局会計規程の一部改正 )

- 5 大津市企業局会計規程 ( 昭和39年公営企業部管理規程第 1 号 ) の一部を次のように改正する。  
 第 2 条第 2 項中「企業総務課長及び経営経理課長」を「経営経理課長及び契約監理課長」に改め、同条第 3 項中「企業総務課長である企業出納員及び経営経理課長」を「経営経理課長である企業出納員及び契約監理課長」に改める。  
 第40条中「企業総務課長」を「契約監理課長」に改める。

( 大津市下水道条例施行規程の一部改正 )

- 6 大津市下水道条例施行規程 ( 平成22年企業局管理規程第 3 号 ) の一部を次のように改正する。  
 様式第19号中「大津市 企業局 課」を「大津市 企業局 部 課」に改める。

( 大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正 )

- 7 大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 ( 平成22年企業局管理規程第 5 号 ) の一部を次のように改正する。  
 様式第18号中「大津市 企業局 課」を「大津市 企業局 部 課」に改める。

( 大津市企業局入札監視委員会規程の一部改正 )

- 8 大津市企業局入札監視委員会規程 ( 平成24年企業局管理規程第12号 ) の一部を次のように改正する。  
 第 8 条中「企業局企業総務課」を「企業局企業総務部契約監理課」に改める。

.....



担 を 含  
む。 ) を  
伴 う も の  
に 限 る。

別表第 1 号の表 2 の部 2 の項中「附属機関等」を「委員会等」に改め、同部 3 の項第 4 号中「国内旅行」を「外国旅行の実施の決定、旅行」に改め、同項第 4 号工中「附属機関」を「委員会等」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号を同項第 5 号とし、別表第 1 号の表 3 の部 4 の項中「附属機関等」を「委員会等」に改め、同部 6 の項第 4 号及び第 5 号中

「  
」を  
」に改め、同部 12 の項を次のよう

に改める。

12 業務（工事に係るものを除く。）  
の委託の決定（予定価格の決定、入  
札参加者又は随意契約の相手方の決  
定並びに委託業務の変更を含む。）

2,000万円以上のもの  
1,000万円以上2,000万円未満の  
もの  
100万円以上1,000万円未満のも  
の  
100万円未満のもの  
契約の締結

企業総務  
課長  
経営経理  
課長  
契約監理  
課長

企業総務  
課長  
経営経理  
課長  
契約監理  
課長

合議は、  
50万円未  
満のもの  
に限る。

別表第 1 号の表 3 の部 18 の項備考の欄に次のように加える。

経営経理  
課長の合  
議は、広  
報に関す  
るものに  
限る。

別表第 1 号の表 3 の部 19 の項第 1 号中

「  
」を  
」に改め、別表第 1 号の表 4 の部

10 の項中  
」を  
」に改め、別表第 1 号の

表 5 の部 10 の項第 1 号中  
」を  
」に改め、

別表第 1 号の表 6 の部 2 の項中「経営経理課長  
技術監理課長」を「企業総務課長  
経営経理課長」に改め、同項第 2 号中「技術監理課長」

を「企業総務課長」に改め、別表第 1 号の表 7 の部中 6 の項を削り、5 の項を 7 の項とし、4 の項を削り、3 の  
項を 6 の項とし、2 の項を 5 の項とし、1 の項の次に次のように加える。

<p>2 工事に係る業務の委託の決定 ( 内容変更を含む。 )                  1 件の設計金額が1,000万円以上のもの                  1 件の設計金額が300万円以上1,000万円未満のもの                  1 件の設計金額が100万円以上300万円未満のもの                  1 件の設計金額が100万円未満のもの</p>						<p>経営経理課長</p>	
<p>3 国、県及び関係団体等に対する工事の施行の委託又は受託の決定                   特に重要なもの                  重要なもの                  その他のもの</p>						<p>企業総務課長                  経営経理課長</p>	
<p>4 業務担当主管課に対する工事等の施行の委託又は受託の決定                  1 件の設計予定金額が500万円以上のもの                  1 件の設計予定金額が500万円未満のもの</p>							

別表第 1 号の表 7 の部に次のように加える。

<p>8 工期の延長及び委託期間の変更の決定                  公営企業管理者又は局長の決裁に係るもので、15日以上のもの                  次長の決裁に係るもので、15日以上のもの                  課長の決裁に係るもの及び公営企業管理者、局長又は次長の決裁に係るもので15日未満のもの</p>						<p>経営経理課長</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	---------------	--

別表第 1 号の表 9 の部に次のように加える。

<p>9 大津市債権の管理に関する条例 ( 平成23年条例第50号 ) に基づく債権の放棄の決定</p>						<p>経営経理課長</p>	
------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	---------------	--

別表第 2 号の表企業総務課の部中 3 の款を削り、 4 の款から15の款までを 1 款ずつ繰り上げ、 16の款から21の款までを削り、別表第 2 号の表工事検査室の部を次のように改める。

<p>危機管理室</p>	<p>1 防災に関する事務</p>	<p>1 企業局災害対策本部の設置及び廃止の決定                  2 災害対策訓練の実施の決定</p>							
--------------	-------------------	------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 号の表経営経理課の部の次に次のように加える。

<p>契約監理課</p>	<p>1 工事請負契約等に関する事務</p>	<p>1 入札参加資格の決定                  2 入札の執行及び入札参加者の決定                  3 工事請負契約の予定価格及び最低制限価格</p>							
--------------	------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

	<p>2 物品の購入契約等に関する事務</p>	<p>の決定</p> <p>設計金額が5,000万円以上のもの</p> <p>設計金額が1,000万円以上5,000万円未満のもの</p> <p>設計金額が500万円以上1,000万円未満のもの</p> <p>設計金額が500万円未満のもの</p> <p>4 工事に係る業務の委託契約の予定価格及び最低制限価格の決定</p> <p>1 件の設計金額が1,000万円以上のもの</p> <p>1 件の設計金額が300万円以上1,000万円未満のもの</p> <p>1 件の設計金額が100万円以上300万円未満のもの</p> <p>1 件の設計金額が100万円未満のもの</p> <p>5 随意契約の相手方の決定</p> <p>設計金額が2,000万円以上のもの</p> <p>設計金額が300万円以上2,000万円未満のもの</p> <p>設計金額が200万円以上300万円未満のもの</p> <p>設計金額が200万円未満のもの</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金の減免の決定</p> <p>7 契約の締結</p> <p>1 入札参加資格の決定</p> <p>2 入札参加者及び随意契約の相手方の決定(予定価格及び最低制限価格の決定を含む。)</p> <p>1 件の予定価格が3,000万円以上のもの</p> <p>1 件の予定価格が300万円以上3,000万円未満のもの</p> <p>1 件の予定価格が300万円未満のもの</p>												
--	-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	3 不用品の処分等に関する事務	3 契約の締結 4 物品の購入及び修繕並びに物品の製造の請負の契約に伴う違約金の決定 1 不用品の決定 2 入札参加者及び随意契約の相手方の決定(予定価格及び最低制限価格の決定を含む。) 1 件の予定価格が300万円以上のもの 1 件の予定価格が300万円未満のもの								
	4 物品等の管理に関する事務	3 契約の締結 1 物品の交換、譲渡、譲与及び貸付けの決定 2 物品の保管替え、一時貸借等の決定								
	5 交通事故の処理に関する事務	1 処理の決定 重大なもの 輕易なもの 2 自動車損害賠償責任保険等の請求事務に関する決定								
	6 災害共済会に関する事務	1 市有建物及び自動車の全国市有物件災害共済会への加入及び解約の決定								
工事検査室	1 工事の検査に関する事務	1 工事の完成の認定及び検査結果の報告の聴取(130万円以下の工事を除く。)							契約監理課長	

別表第 2 号の表営業開発課の部中「水道整備課長」を「水道計画管理課長」に、「ガス事業課長」を「ガス計画管理課長」に改め、同号の表ガス事業課の部中「ガス事業課」を「ガス計画管理課」に改め、同号の表下水道管理課の部中「下水道管理課」を「下水道計画管理課」に改める。

**附 則**

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 号の表 9 の部に次のように加える改正規定及び別表第 2 号の表下水道管理課の部の改正規定は、同年 3 月 29 日から施行する。

**大津市企業局管理規程第 5 号**

大津市企業局文書取扱規程(昭和30年公営企業部管理規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 29 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

様式第 2 号中「次長」を「次長 企業総務長 事業長」に改める。

**附 則**

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**大津市企業局管理規程第 6 号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程(平成24年企業局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 3 条中「 ( 当該職にある者が 2 人以上いるときは、それらの者のうちから公営企業管理者が指名する者とする。 ) 」を削る。

**附 則**

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**大津市企業局管理規程第 7 号**

大津市企業局職員給与規程 ( 昭和34年公営企業部管理規程第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を削り、「当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

終末処理場の処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業

下水の終末処理作業又は下水道の管渠の清掃作業

第 7 条第 2 項第 1 号中「前項第 1 号ア」を「前項第 1 号」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号ア中「1,000円」を「500円」に改め、同号イ中「600円」を「300円」に改め、同号を同項第 2 号とする。

**附 則**

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**大津市企業局管理規程第 8 号**

大津市企業局職員の職名規程 ( 昭和27年公営企業部管理規程第 2 号 ) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 3 条第 1 項中第20号を第25号とし、第 4 号から第19号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 3 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

収納対策監

第 3 条第 1 項中第 2 号の次に次の 4 号を加える。

企業総務長

水道事業長

下水道事業長

ガス事業長

第 3 条第 2 項中「局」の次に「、部」を加える。

**附 則**

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。